

第 3 債 務 者 等 に 対 す る 差 押 通 知 書

滞 納 者		住 所 (所在地)											
		氏 名 (名称)											
滞 納 金 額	納税通知書番号	年度	期別	税 目	税 額	延滞金額	過少申告 不申告 加算金額	重加算金額	滞納処分費	小 計	納 期 限	備考	
					円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	円	・ ・ ・ ・		
							法律による金額 円			法律による金額 円			・ ・ ・ ・
							法律による金額 円			法律による金額 円			・ ・ ・ ・
							法律による金額 円			法律による金額 円			・ ・ ・ ・
							法律による金額 円			法律による金額 円			・ ・ ・ ・
							法律による金額 円			法律による金額 円			・ ・ ・ ・
合 計		円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)											
差 押 財 産	債 権 者	住所(所在地)			債 務 者			住所(所在地)					
		氏名(名称)						氏名(名称)					
		債権等の種類及び額(差押債権額)			取り上げられた債権証券等の名称その他								
履行期限 年 月 日													
<p>上記のとおり滞納金額の徴収のため財産を差し押さえます。          なお、債権者に支払うべき金 円を 年 月 日までに当市にお支払いください。          この通知書を受け取った後に、債権者に支払っても、その支払は、無効です。          (根拠法令一国税徴収法第62条、同法施行令第27条第1項)</p> <p>年 月 日</p> <p>美唄市 徴税吏員 職氏名</p> <p>〔 第3債務者等証書等を取り上げ た者の氏名又は名称 〕 様</p>													

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する判決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 1 債権証書等を取り上げられた者に対する通知の場合には、なお書きを消して使用する。

2 この通知書は「差押調書」と併せて複写により作成する。

3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。